

就業体験・職場体験受入事業所開拓業務委託
企画提案募集要領

この要領は、令和6年度就業体験・職場体験受入事業所開拓業務委託に関する企画提案および契約の締結において、留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

なお、本事業は令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。

1 事業の目的

豊かな人間性や社会性、望ましい勤労観、職業観の育成を図り、自らの進路を主体的に選択・決定し自己実現ができることを目指して、全日制高校生が就業体験、県立中学生が職場体験を行う。

本事業では、就業体験受入事業所の開拓、関係機関との連絡調整等、就業体験・職場体験のコーディネートを行い、各県立高等学校及び県立中学校において就業体験等が円滑に実施できるよう支援する。

2 企画提案に付する事項

(1) 委託事業名

就業体験・職場体験受入事業所開拓業務委託

(2) 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(3) 事業内容

業務仕様書（別添）のとおり

(4) 予算上限額

7,128千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書（別添）の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

3 企画提案の手続きに関する事項

(1) 参加要件

本事業は、沖縄県が企業、NPO等の単独法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という）に委託して実施する。

委託に当たって企画提案を募集するが、これに参加できる者は、次のア～キの要件をすべて満たす単独法人またはコンソーシアムとする。

なお、要件エについては資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。

イ 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第 7 条第 2 項（昭和 47 年 7 月 20 日告示第 69 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成 3 年法律第 7 号〕第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと。

カ 県内に事業所を有し、県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。

キ 県内において、3 年以内に類似事業の実施、または就職説明会開催等の高校生の就職活動支援に係る事業を実施したことがあること。

(2) 担当課

沖縄県教育庁県立学校教育課（産業教育班 中村 信行）

所在地 〒900-8571 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

電話 098-866-2715

F A X 098-866-2718

E-mail nakamunb@pref.okinawa.lg.jp

(3) 企画提案に係る説明会の開催

ア 日 時 令和6年3月14日(木)10時30分～

イ 場 所 沖縄県庁 13階 第2会議室

ウ 留意事項

説明会参加希望者は、令和6年3月13日(水)の16:00までに電子メール(前記(2)担当アドレス宛て)にて「説明会参加申込書」により申し込みを行うこと。
説明会参加人数は1社につき2名までとし、本要領のほか関係資料を持参すること。

エ その他

- ・募集要領、仕様書の内容及び業務遂行に係る質問は説明会の前(3月13日16:00)まで受け付け、説明会時に全ての参加事業所に回答する。

(4) 企画提案書等の提出

参加希望者は、次のとおり企画提案書等を事前に提出すること。

ア 提出書類

企画提案参加届(別紙)様式1・・・1部

コンソーシアム協定書(別紙)様式2の写し・・・1部

(※コンソーシアムによる企画提案の場合)

企業概要・業務実績(A4判1枚に収めること)・・・7部

(※コンソーシアムによる企画提案の場合は、企業毎に作成・提出すること)

企画提案書(別紙)様式3・・・7部

経費見積書(別紙)様式4の1、様式4の2・・・各7部

任意の企画書(A4判とする・A3判用紙の折り込みは不可)・・・7部

イ 提出方法

持参または郵送により、前記(2)の担当課に提出すること。

ウ 提出期限

令和6年3月18日(月)17:00まで

ただし、郵送する場合は、封筒に「企画提案書等」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方式により、期限までに到達するように送付すること。

(5) 書類審査

応募者が4者以上の場合は、県立学校教育課において書類審査を行い選定する。

ア 結果通知日：令和6年3月21日(木)

選定された者に対しては企画提案審査(プレゼンテーション)の時間を通知し、選定されなかった者に対しては結果のみを通知する。

4 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 日 時 令和6年3月26日(火) 9:00~

イ 場 所 沖縄県庁 13階 第2会議室

※ 県立学校教育課において書類による事前審査を行い、上位数社程度を選定する。

※ 事前審査にて選定された業者は、上記日程のとおり、企画提案の審査を行う。

※ 企画提案書の内容、提案等を含め総合的審査の上、契約の相手方を決定する。

(2) 主な審査項目

企画提案の審査は、企画提案審査基準に基づく評価により行う。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書により通知する。

5 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

ア 県は企画審査の評価の結果、契約の相手方を決定したときは、改めて業務仕様書を作成した上で契約の相手方から見積書を徴し、沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)第137条の3に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わす。

イ 県は契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

6 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 企画提案書は提案者1者につき1提案のみを受け付けるものとし、提出期限後の差し替え及び撤回は認めない。

(2) 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

(3) 前記2の(4)で示す委託料上限額を超える企画提案書は無効とする。

(4) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。

- (5) 企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 本事業の概要、企画提案書の作成等については、本要領の他、企画提案仕様書を参照すること。